

制度を賢くつかって



げんきに
たのしく



福祉サービス

はたらきたい



なかまとあそんだり



ときにはゆっくりやすんで



思い描いた生活をしませんか？

南箕輪村



2024年4月

～はじめに～ 障がい者福祉の利用をご検討の皆様へ

この案内は、主に障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）・指定難病受給者証・自立支援医療（精神通院）を取得された方が受けられる支援を、令和6年4月現在でまとめてあります。

記載されている福祉制度のなかには、補助内容や補助要件の詳細を一部省略して記載していたり、年度途中で制度が変更している場合があります。（例えば、基本的に南箕輪村の補助金は村税等の滞納者や暴力団関係者等は対象外となる物が多いですが、その旨は省略しています。）

実際にご申請になる前に、詳細を各問い合わせ先へお確かめください。

※省略表記について

この案内においては、以下のように省略表記します。

- 身体障害者手帳…身体手帳
- 精神障害者保健福祉手帳…精神手帳
- 身体手帳・療育手帳・精神手帳…障がい手帳
- 市外局番…0265 は省略
- FAX 番号…FAX 番号は省略（裏表紙に記載しています。）
- 南箕輪村役場〇〇課（△係）…“南箕輪村役場”は省略。課・係名のみ
例：南箕輪村役場福祉課(福祉係) ⇒ 福祉課(福祉係)

注意：特別児童扶養手当、児童扶養手当、障害基礎年金、障害年金及び特別障害者手当等の等級は、各制度ごとに個別に定められた等級のため、障害者手帳に記載されている等級とは異なります。

※「障がい」の表記について

南箕輪村では、原則として「障害」の表記については、「障がい」を使用することとしています。ただし、人の状態を表現していない場合、または固有名詞、法令名などを表記する場合は、そのまま「障害」と表記することとしています。

障がい福祉サービスの種類

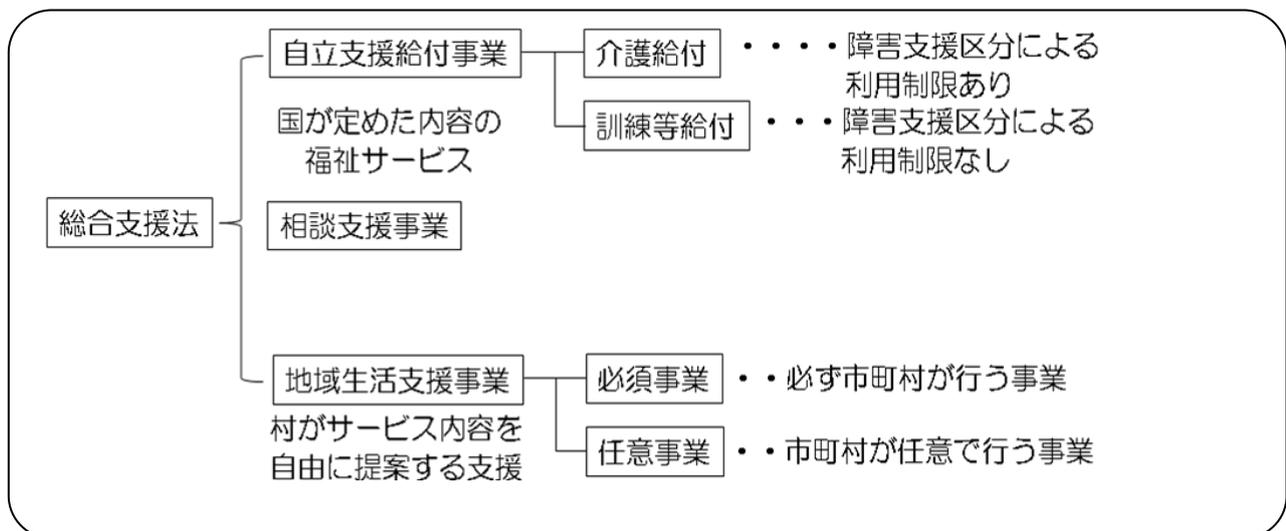
ひとくちに「障がい福祉サービス」と言っても、実際には様々な種類のものがあり、利用するのに必要な条件等も大きく異なります。

下の図中の「**自立支援給付事業**」がいわゆる「障がい福祉サービス」と言われるもので、全国どこでも同じ基準同じ内容で提供されるサービスです。このサービスを利用するには、相談支援専門員（介護保険でいうケアマネージャー）を選んでいただき、「サービス等利用計画」を作成してもらう必要があります（これが図中の**相談支援事業**にあたります）。

相談支援専門員とサービス等利用計画を立てることで、自分はどのようなサービスを必要としているのか、自分が使えるサービスにはどのようなものがあるのかを知り、自分にあったサービスの量・組み合わせで利用することができます。

自立支援給付事業のなかの「**介護給付**」を利用するには、「**障害支援区分**」が必要になります。障害支援区分は役場がご本人や支援者と面談をして、支援が必要な度合い・時間等を調査するものです。要介護度によって利用できるサービスの「量」が変わる介護保険のサービスと異なり、障害支援区分によって利用できるサービスの「種類」が変わります。

「**地域生活支援事業**」は市町村がサービス内容を考えて実施しているため、市町村によって取り扱いが違ふことがあります。また、同じ名前のサービスでも、市町村によって実施しているサービス、自己負担額、対象者が異なることも多くあります。



これに加えて、村が独自に要綱・条例を定めて行っているサービス、村以外が行っているサービスや支援・割引制度等があります。

サービス名称

自立支援給付

訪問系サービス	ページ
居宅介護（ホームヘルプ）	- 20 -
重度訪問介護	- 21 -
同行援護	- 11 -
行動援護	- 11 -
重度障害者等包括支援	—

日中活動系サービス	ページ
短期入所（ショートステイ）	- 19 -
生活介護	- 24 -
療養介護	- 18 -

施設系・居住支援系サービス	ページ
施設入所支援	- 18 -
共同生活援助 （グループホーム）	- 18 -
自立生活援助	—

訓練系・就労系サービス	ページ
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	- 26 -
就労移行支援	- 25 -
就労継続支援（A型・B型）	- 24 -
就労定着支援	—

児童福祉法

通所系・入所系サービス	ページ
児童発達支援	- 35 -
居宅訪問型児童発達支援	—
放課後等デイサービス	- 35 -
保育所等訪問支援	- 35 -
福祉型・医療型障害児入所 支援	—

地域生活支援事業

地域生活支援事業	ページ
移動支援	- 10 -
日中一時支援	- 30 -
訪問入浴サービス	- 21 -
日常生活用具	- 32 -
意思疎通支援	- 30 -
成年後見制度利用支援	- 36 -

サービスの利用者負担について

障がい福祉サービスを利用した時の費用は、一部を利用者が負担し、残りは南箕輪村が負担します。利用者負担の割合は、原則 1 割です。

利用者負担額には上限があります。

月ごとに係る利用者負担額には、その世帯の所得に応じて、上限が決められています。

利用するサービスの量に関わらず上限額以上の負担はありません。

また、1 割負担で計算した負担額が、上限額よりも低い場合は、1 割のほうの負担額になります。

所得を判断するときの世帯の範囲

- 18 歳以上の障がいのある人
障害者本人とその配偶者
- 障がいのある児童
保護者の属する住民基本台帳での世帯
(施設に入所する 18、19 歳を含む)

●障がいのある人の利用者負担

区分	世帯の収入状況	上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯	0 円
一般 1	市町村民税課税世帯（所得割 16 万円未満） ・ただし、入所施設利用者（20 歳以上）およびグループホーム利用者を除く	9,300 円
一般 2	上記以外	37,200 円

※入所施設利用者（20 歳以上）およびグループホーム利用者は、課税世帯の場合「一般 2」になります。

●障がいのある児童の利用者負担

区分	世帯の収入状況	上限額（月額）	
生活保護	生活保護受給世帯	0 円	
低所得	市町村民税非課税世帯	0 円	
一般 1	市町村民税課税世帯 （所得割 28 万円未満）	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600 円
		入所施設利用の場合	9,300 円
一般 2	上記以外	37,200 円	

●補装具の利用者負担

区分	世帯の収入状況	上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯	0 円
一般	市町村民税課税世帯	37,200 円

※一般の区分で所得割 46 万円以上の人がいる場合、補装具にかかる費用は全額自己負担となります。

目次

1. 手帳制度	- 1 -
1. 身体障害者手帳	- 1 -
2. 療育手帳	- 1 -
3. 精神障害者保健福祉手帳	- 1 -
2. 医療補助	- 2 -
1. 自立支援医療（更生医療・育成医療）	- 2 -
2. 自立支援医療（精神通院医療）	- 2 -
3. 福祉医療費助成制度	- 3 -
3. 手当・年金等（お金の支給）	- 4 -
1. 児童扶養手当	- 5 -
2. 特別児童扶養手当	- 5 -
3. 特別障害者手当(20歳以上)・障害児福祉手当(20歳未満)	- 6 -
4. 障害基礎年金	- 6 -
5. 南箕輪村介護慰労金	- 7 -
6. 南箕輪村障がい者等福祉手当	- 7 -
7. 心身障害者扶養共済	- 7 -
4. 税金	- 8 -
1. 所得税に関する控除	- 8 -
2. 村県民税に関する控除	- 8 -
3. 利子等の非課税	- 8 -
4. 相続税に関する障がい者控除	- 8 -
5. 介護保険料の適用除外	- 8 -
6. 自動車税の減免	- 9 -
5. 移動の支援・移動費補助	- 10 -
1. 移動支援	- 10 -
2. 福祉移送サービス	- 10 -
3. 居宅介護(通院等介助、通院等乗降介助)	- 11 -
4. 行動援護	- 11 -
5. 同行援護	- 11 -
6. 有料道路通行料及び一般自動車道使用料の割引	- 12 -
7. 鉄道運賃の割引	- 12 -
8. バス運賃の割引	- 12 -
9. タクシー運賃の割引	- 12 -
10. 航空旅客運賃の割引	- 12 -
11. タクシー利用料金助成券	- 13 -
12. 特殊車両利用助成	- 13 -
13. 障がい者就労支援施設等通所費補助	- 13 -
14. 心身障害者(児)通所通園推進事業	- 14 -
15. まっくんバス回数券	- 14 -
16. 自動車改造費助成	- 14 -
17. 駐車禁止の適用除外	- 14 -
18. ぐるっとタクシー	- 15 -
6. 居住支援・受信料等の割引・宿泊	- 16 -
1. 障がい者にやさしい住宅改良補助金	- 16 -
2. 住宅改修費助成	- 16 -

3. 単身入居障がい者家賃補助	- 16 -
4. 公営住宅	- 17 -
5. NHK受信料の減免	- 17 -
6. ICT（伊那ケーブルテレビ）利用料の割引	- 17 -
7. 共同生活援助（グループホーム）	- 18 -
8. 施設入所（障がい者支援施設への入所）	- 18 -
9. 療養介護（療養介護医療）	- 18 -
10. 短期入所（ショートステイ）	- 19 -
11. 自立生活体験事業	- 19 -
12. 生きがいセンターショートステイ	- 19 -
13. 重度障がい者保護施設	- 19 -
7. 生活支援（訪問サービス）	- 20 -
1. 居宅介護（身体介護）（ホームヘルパー）	- 20 -
2. 居宅介護（家事援助）（ホームヘルパー）	- 20 -
3. 生活サポート（ホームヘルパー）	- 20 -
4. 配食サービス（宅配弁当）	- 20 -
5. 訪問入浴サービス	- 21 -
6. 訪問理美容院助成	- 21 -
7. 重度訪問介護	- 21 -
8. まっくん生活支え愛（ボランティア）	- 22 -
8. 生活支援・自立訓練（通所・日中活動・自立訓練）	- 24 -
1. 生活介護	- 24 -
2. 就労継続支援（A型）	- 24 -
3. 就労継続支援（B型）	- 24 -
4. 就労移行支援	- 25 -
5. 自立訓練（機能訓練）	- 26 -
6. 自立訓練（生活訓練）	- 26 -
7. 宿泊型自立訓練	- 26 -
8. 地域活動支援センター「ぽっかぽかの家」（高齢者・障がい者交流施設）	- 26 -
9. 生活支援（各種機関によるサポート・イベント等）	- 28 -
1. スポーツ教室（サンスポーツ駒ヶ根）	- 28 -
2. 屋内温水プールの無料開放（サンスポーツ駒ヶ根）	- 28 -
3. 上伊那地区障がい者スポーツ大会	- 29 -
4. 長野県障がい者文化・芸術祭	- 29 -
5. 精神科病院デイケア	- 29 -
10. 生活支援（その他）	- 30 -
1. タイムケア・日中一時支援	- 30 -
2. 朝の預かり事業	- 30 -
3. 手話通訳者（要約筆記者）の派遣	- 30 -
4. 青い鳥郵便はがき無償配布	- 31 -
5. 福祉入浴券	- 31 -
6. 携帯電話使用料の割引	- 31 -
7. 郵便等による不在者投票	- 31 -
11. 福祉用具等	- 32 -
1. 日常生活用具	- 32 -
2. 補装具費	- 33 -

3. 軽度・中等度難聴児補聴器購入助成.....	- 33 -
12. 緊急時への備え	- 34 -
1. 緊急通報システム	- 34 -
2. 救急医療情報キット配布	- 34 -
3. FAX・Eメールによる消防署への出動要請	- 34 -
13. 療育	- 35 -
1. 児童発達支援（たけのこ園）	- 35 -
2. 放課後等デイサービス	- 35 -
3. 保育所等訪問支援	- 35 -
14. 金銭管理	- 36 -
1. 日常生活自立支援	- 36 -
2. 成年後見制度	- 36 -
15. 障がいをお持ちの方の権利を守るために（権利擁護）	- 37 -
1. 障害者虐待防止法（相談・通報対応・保護(避難)）	- 37 -
2. 障害者差別解消法（平成28年4月1日施行）	- 38 -
.....	- 39 -
アクセシブルライブラリー	41

別添資料として、「目次・等級別福祉制度早見表」もあります。

早見表では、各障がい等級毎の利用できるサービス名が一覧表になっていますので、必要に応じてご活用ください。

1. 手帳制度

1. 身体障害者手帳

内 容	身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が、様々な福祉施策を利用するために必要な手帳です。身体障害者福祉法によるサービス以外にも、電車、バス、飛行機（国内線に限る）等の交通機関の割引制度を受けられる場合があります。 障がいの程度によって、1級～6級までに区分されます。
対 象 者	視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能及びそしゃく機能の障がい者、肢体不自由者（上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、肝臓機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に永続的に障がいがある方。
申請方法	交付申請書、写真（縦4cm×横3cm正面脱帽）、指定医師による診断書等を福祉課福祉係に提出してください。
問合せ先	福祉課(福祉係) ☎72-2105

2. 療育手帳

内 容	療育手帳は、知的障がいがある方が一貫した療育・援助を受け、様々な福祉施策を利用するために必要な手帳です。知的障害者福祉法による援護以外にも、電車、バス、飛行機（国内線に限る）等の交通機関の割引制度を受けられる場合があります。 障がいの程度によって、A1、A2、B1、B2に区分されます。
対 象 者	知的機能の障がいが発達期（18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、特別の支援を必要とする状態にある方で、児童相談所または知的障害者更生相談所で知的障がいと判定された方。
申請方法	交付申請書、写真（縦4cm×横3cm）、医師の診断書・意見書等（2歳未満及び18歳以上のみ必要）を福祉課福祉係に提出してください。
問合せ先	福祉課(福祉係) ☎72-2105

3. 精神障害者保健福祉手帳

内 容	精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障がいの状態にあることを認定する手帳です。自立と社会参加の促進を図るため、様々な支援策が講じられています。 障がいの程度によって、1級、2級、3級に区分されます。
対 象 者	精神疾患を有する方（知的障害者を除く。）のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方。
申請方法	申請書、写真（縦4cm×横3cm）、医師の診断書又は精神障害を支給事由とした年金証書の写し等を福祉課福祉係に提出してください。
問合せ先	福祉課(福祉係) ☎72-2105

2. 医療補助

村では障がい者に対して次の医療費補助を行っています。自立支援医療は該当となる医療のみが補助対象ですが、福祉医療はすべての保険診療(医療機関で保険証を使って支払うもの)が対象です。ただし、入院中の食費・生活費や差額ベッド代等は補助の対象にはなりませんので、ご注意ください。



1. 自立支援医療（更生医療・育成医療）

内 容	<p>身体上の障がい除去したり、障がいの程度を軽くするために必要な医療の医療費を補助します。</p> <p>該当の医療については、医療機関・薬局での支払いが1割負担になり、所得に応じて、ひと月あたりの自己負担上限額が設定されます。</p> <p>18歳未満は育成医療、18歳以上は更生医療となります。</p>
対 象 者	<p>更生医療・・・医療内容に対応する身体手帳を所持している方(注1)</p> <p>育成医療・・・医師の診断書で治療の必要性が確認できる方</p>
対象医療 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 視覚障がい・・・角膜移植術、水晶体摘出術、網膜剥離手術など ■ 聴覚障がい・・・鼓膜穿孔閉鎖術、人工内耳など ■ 音声言語等障がい・・・人工喉頭、唇顎口蓋裂の歯科矯正など ■ 肢体不自由・・・人工関節置換術、切断端形成術など ■ 内部障がい・・・人工弁置換術、ペースメーカー埋込術、人工透析、腎移植術、肝臓移植術、中心静脈栄養法、内蔵障害、抗HIV療法、免疫調節療法など <p>※対象医療の詳細については、お問い合わせください。</p>
問合せ先	福祉課(福祉係) ☎72-2105

2. 自立支援医療（精神通院医療）

内 容	<p>精神疾患により、精神科等の病院での継続的な通院治療が必要な方に、<u>通院による医療費</u>を補助します。</p> <p>医療機関・薬局での支払いが1割負担になり、所得に応じて、ひと月あたりの自己負担上限額が設定されます。</p> <p>南箕輪村の国民健康保険にご加入の方は、別の補助制度が自動的に適用されるため自己負担がなくなり、窓口での支払いが不要になります。</p>
対 象 者	<p>病院または診療所に通院し、継続的に精神疾患の医療を受けている方</p> <p>※精神手帳をお持ちでなくとも、医師の診断書により対象となります。</p>
問合せ先	福祉課(福祉係) ☎72-2105

3. 福祉医療費助成制度

内容	1 医療機関（総合病院などは診療科目）につき 500 円を差し引きした医療費の自己負担分を補助します。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 身体手帳 1 級～3 級（一部 4 級を含む） ■ 療育手帳 A1・A2・B1・B2 ■ 精神手帳 1 級・2 級 ■ 65 歳以上で国民年金法施行令別表に該当する方 ※所得制限あり
問合せ先	健康医療課(医療保険係) ☎98-0470 FAX73-9799

注1 ※更生医療は身体手帳が必要のため、いざ手術が必要になって補助を受けようと思っても、手帳と更生医療の申請に時間がかかり、補助を待ってられないこともあります。対象医療を受ける可能性がある場合は、早めに手帳の申請をしておく安心です。

受給者証のご提示はお間違いなく！

村で発行している医療費に関する受給者証は様々あります。それぞれ色が違いますので、管理するうえでの参考にしてください

更生医療・育成医療 (クリーム)

自立支援医療 受給者証 (育成医療)

自治体番号 1 6 2 0 6 3 8 5

公費負担者番号 2 1 2 0 6 0 1 6

受給者氏名 氏名 フリガナ

住所 市町村 丁目 番地

生年月日 年 月 日

性別

保険者名

診療書添付

交付年月日 平成 年 月 日

長野県知事 印

精神通院 (紫)

自立支援医療受給者証 (精神通院)

自治体番号 2 1 2 0 6 0 1 6

公費負担者番号 2 1 2 0 6 0 1 6

受給者氏名 氏名 フリガナ

住所 市町村 丁目 番地

生年月日 年 月 日

性別

保険者名

診療書添付

交付年月日 平成 年 月 日

長野県知事 印

福祉医療 (黄緑)

福祉医療費受給者証

自治体番号 0 4 9

事業番号 1 1

受給者番号

受給者氏名 氏名

住所 市町村 丁目 番地

生年月日 年 月 日

性別

有効期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

交付年月日 平成 年 月 日

発行機関名 長野県上伊那郡 南箕輪村長 印

介護保険被保険者証 (オレンジ)

介護保険被保険者証

被保険者番号

住所 市町村 丁目 番地

氏名 氏名

生年月日 年 月 日

性別

交付年月日

保険者番号並びに保険者の名称及び印 2 0 3 8 5 1 長野県上伊那郡南箕輪村 印

後期高齢者医療限度額認定証 (水色)

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

交付年月日

被保険者番号

住所 市町村 丁目 番地

氏名 氏名

生年月日 年 月 日

発効期日 平成 年 月 日

有効期限 平成 年 月 日

適用区分

長期入院 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日

保険者印

交付年月日 平成 年 月 日

長野県後期高齢者医療広域連合 印

国民健康保険限度額認定証 (白)

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

交付年月日 平成 年 月 日

記号 番号

住所 長野県上伊那郡南箕輪村 番地

氏名 氏名

氏名 氏名

生年月日 昭和 年 月 日

発効期日 平成 年 月 日

有効期限 平成 年 月 日

適用区分

長期入院 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日

保険者印

交付年月日 平成 年 月 日

長野県上伊那郡南箕輪村 印

3. 手当・年金等（お金の支給）

似たような名前の手当がたくさんあるため、申請の際は各手当の正式名称をしっかり確認し、受給漏れ等がないようお気を付けてください。

なお、村から支給される各種補助金については、「2. 手当・年金等(お金の支給)」では紹介しておりませんので、別ページにてご確認ください。

※この枠内の説明は、紛らわしい名前の制度を簡易的に見分けるためのものです。障がいに関係ない制度や枠内に記載のない障がい者向け手当もありますので、ご注意ください

児童手当・・・子どもの保護者に支給(誰でも対象)
児童扶養手当・・・ひとり親世帯の保護者に支給
特別児童扶養手当・・・障がい児の保護者に支給

特別障害者手当・・・20歳以上の重度障がい者に支給
障害児福祉手当・・・20歳未満の重度障がい児に支給

南箕輪村障がい者等福祉手当・・・年2回、該当の障がい者（児）に支給

障害基礎年金・・・国民年金加入中に年金法に定められた障がいの状態になった方に支給される年金【年金事務所または健康医療課に申請】
障害厚生年金・・・厚生年金加入者が、在職中に傷病によって、定められた障がいの状態になった方に支給される年金【年金事務所に申請】

よくある制度利用の流れ ～年齢による制度の移り変わり～

- ① 20歳まで特別児童扶養手当を受給し、20歳から障害基礎年金を受給
- ② 20歳まで特別児童扶養手当と障害児福祉手当を受給し、20歳から特別障害者手当と障害基礎年金を受給

入院等により一度受給資格を喪失してしまったら、再度申請しないと手当を受給できないんだ。受給資格喪失の届け出をし忘れてしまうと、今まで受け取っていた手当を全額返還しなくてはならないこともあるんだ。

利用を始めたら途中で資格を喪失していないか絶対注意していてね！



1. 児童扶養手当

内 容	<p>父母の離婚などにより、ひとり親家庭となった方の生活の安定と自立を助けるために、父、母又は養育者に支給されます。支給対象は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある在宅の児童を監護している方です。</p> <p>ただし、児童が重度もしくは中度の身体障がい又は知的障がい、精神障がいがある場合には20歳未満も対象になります。なお、所得に応じて支給される額が変わってきます。</p>
支 給 額	<p>■全額支給 児童1人につき月額43,070円</p> <p>※所得に応じて一部支給となります。</p> <p>※4、8、12月の年3回支給します。</p> <p>※第2子、第3子ごとに加算額があります。</p>
問合せ先	<p>こども課 ☎98-8310 FAX73-9799</p>

2. 特別児童扶養手当

内 容	<p>重度もしくは中度の障がい（身体・知的・精神）がある、20歳未満の在宅の児童を監護している父母または養育者に支給されます。</p> <p>該当する障がいは、おおむね次のとおりで、手帳をお持ちでなくとも申請できます。</p> <p>■身体障がい…おおむね1～3級程度 ■知的障がい…A1、A2程度 ■精神障がい…日常生活が不能、または著しい制限を受けるもの</p> <p>※支給の決定審査には、障がい内容に応じた医師の診断書が必要となります。 対象となるかについては、あらかじめ医師にご相談ください。</p> <p>※所得状況により支給制限があります。</p> <p>※20歳からは障害年金の受給が可能となる場合もあります。20歳の誕生日前に伊那年金事務所へお問い合わせください。</p> <p>※次の場合は、手当は支給されません。</p> <p>障がい児が ①日本国内に住所がないとき ②障害年金等を受給できる場合 ③児童福祉施設に入所しているとき</p> <p>- 父母または養護者が ①日本国内に住所がないとき</p>
支 給 額	<p>◆重度（1級） 55,350円/月 ◆中度（2級） 36,860円/月</p> <p>※障がい者手帳の等級とは関係がありませんので、ご注意ください</p> <p>※4、8、12月の年3回支給します。</p>
問合せ先	<p>福祉課(福祉係) ☎72-2105 伊那保健福祉事務所 福祉課 ☎76-6810 FAX 76-7033</p>

3. 特別障害者手当(20歳以上)・障害児福祉手当(20歳未満)

内 容	<p>日常生活において、常時特別な介護を必要とする在宅の重度障がい者に対して支給される手当です。所得状況により、支給制限があります。</p> <p>該当する障がい程度はおおむね次のとおりです。なお、20歳以上は次の障害区分が重複するもの又は同程度以上が対象です。</p> <p>■視覚 ■聴覚 ■上肢 ■下肢 ■体幹 ■内部 …おおむね 1～2 級 ■知的障がい…知能指数おおむね 20 以下 ■精神障がい…常時介護を必要とする程度</p> <p>※支給の決定審査には、障がい内容に応じた医師の診断書が必要となります。対象となるかについては、あらかじめ医師にご相談ください。</p> <p>※所得状況により支給制限があります。</p> <p>※障害児福祉手当受給者が 20 歳になった後、引き続き特別障害者手当を受ける場合は、改めて申請が必要となります。</p> <p>※次の場合は、手当は支給されません。</p> <p>障がい児が ①障害年金等を受給できる場合 ②障害児入所施設などの施設に入所しているとき</p> <p>障がい者が ①障害者支援施設や養護老人ホーム、特別養護老人ホームなどの施設に入所しているとき ②病院又は診療所に継続して 3 カ月を越えて入院しているとき</p>
支 給 額	<p>◆特別障害者手当(20歳以上) 28,840 円/月 ◆障害児福祉手当(20歳未満) 15,690 円/月 ※2、5、8、11 月の年 4 回支給します。</p>
問 合 せ 先	<p>福祉課(福祉係) ☎72-2105 伊那保健福祉事務所 福祉課☎76-6810 FAX 76-7033</p>

4. 障害基礎年金

内 容	<p>病気やけがが原因で障がいが残ったとき、初診から 1 年 6 か月を経過した日に、一定の要件を満たす方に支給される年金です。なお、年金で使用される各級は各年金法による区分で、障害手帳の等級とは異なります。</p> <p>初診日が公的年金加入期間中(65歳未満)であることが必要です。初診日に 65 歳以上である方は対象となりません。</p>
年 金 額	<p>◆1 級 1,020,000 円/年 ◆2 級 816,000 円/年 (R6 年度) ※2 か月に 1 度支払われ、支給額は毎年変更がされます。 ※加入期間や年齢等により、受給額が変わる場合があります。 月額換算 1 級 85,000 円/月 2 級 68,000 円/月</p>
問 合 せ 先	<p>日本年金機構 伊那年金事務所 ☎76-2301 FAX 72-6811 (一部、健康医療課でご相談いただける内容もあります)</p>

5. 南箕輪村介護慰労金

内 容	<p>心身に重度の障がいがある方を介護している方に、介護慰労金が支給されます。</p> <p>該当する障がい程度と支給額（月額）は次のとおりです。</p> <p>■特別障害者手当又は障害児福祉手当の支給を受けている在宅の障がい者（児）……………【14,000 円】</p> <p>※福祉施設等へ入所している方は対象外となります。</p> <p>※高齢者を介護している方を対象に支給するものもあります。</p> <p>詳細については、役場福祉課高齢者支援係までお問い合わせください。</p>
支 給 額	上記月額を半年ごと（4月～9月、10月～3月）、年2回支給します。
問合せ先	福祉課(高齢者支援係) ☎72-2105

6. 南箕輪村障がい者等福祉手当

内 容	<p>重度の障がい者（児）、人工透析を行っている方及び特定疾患医療を受けている方に支給されます。</p> <p>該当する障がい程度と支給額（月額）は次のとおりです。</p> <p>■20歳未満で、身体手帳1級・2級、療育手帳A1の方【14,000 円】</p> <p>■20歳未満で、身体手帳3級・4級、療育手帳B1の方【8,000 円】</p> <p>■腎臓病その他の慢性疾患で、人工腎臓を使用している方【4,000 円】</p> <p>■精神手帳1級に該当する方……………【4,000 円】</p> <p>■特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療費受給者証等の交付を受けている方……………【3,000 円】</p> <p>※福祉施設等へ入所している方は対象外となります。</p>
支 給 額	上記月額を半年ごと（4月～9月、10月～3月）、年2回支給します。年度途中に対象となった方、または対象外となった方についても、月割で支給をします。
問合せ先	福祉課(福祉係) ☎72-2105

7. 心身障害者扶養共済

内 容	<p>障がい者を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡または著しい障がいを有する状態）のことがあったとき、扶養していた障がい者に終身一定額の年金を支給するものです。</p> <p>障がい者を扶養している保護者等方が対象となります。</p>
保護者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県内に住所があり、加入時年度の年齢が満65歳未満であること。 ・特別の疾病等がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
障がいの範囲	<p>次のいずれかに該当する障がい者（児）で、将来独立が困難な方。</p> <p>■身体障がい者（1級から3級） ■知的障がい者</p> <p>■精神または身体に永続的な障がいのある方（精神病、脳性麻痺、進行性筋委縮症、自閉症、血友病など）で、その障がいの程度が上記と同程度と認められる方</p>
問合せ先	伊那保健福祉事務所 福祉課 ☎76-6810 FAX 76-7033 (一部、福祉課福祉係でご相談いただける内容もあります)

4. 税 金

1. 所得税に関する控除

内 容	障がい程度に応じて、税額の計算の基礎となる所得から、所得控除として一定額が控除されます。
問合せ先	財務課(税務係) ☎72-2321 FAX73-9799 伊那税務署 ☎72-2171 給与所得者は勤務先の給与担当者

2. 村県民税に関する控除

内 容	障がい程度に応じて、税額の計算の基礎となる所得から、所得控除として一定額が控除されます。
問合せ先	財務課(税務係) ☎72-2321 FAX73-9799 給与所得者は勤務先の給与担当者

3. 利子等の非課税

内 容	身体障害者手帳等の交付を受けている方が受け取る一定の預貯金等の利子等については、一定の手続きを要件に非課税になります。
問合せ先	金融機関、証券会社

4. 相続税に関する障がい者控除

内 容	相続人が障がい者である場合、障がい程度に応じ相続税から一定額が控除されます。
問合せ先	伊那税務署 ☎72-2171

5. 介護保険料の適用除外

内 容	40 歳以上で一定の条件に該当する障がい者施設に入所されている方は、介護保険料の被保険者とはならない場合があります。
問合せ先	福祉課(高齢者支援係) ☎72-2105

6. 自動車税の減免

内容	<p>障がい者を有する方が所有する自動車について、<u>一定の要件を満たすと自動車税が減免</u>されます。また、運転者が障がい者ではなく、同一生計者の場合も該当になる場合があります。この場合は、同一生計証明書が必要となりますので、役場福祉課福祉係で証明書発行手続きをしてください。</p> <p>なお、減免は普通自動車か軽自動車いずれか1台のみ対象になります。</p>			
障がい要件	項目	障害等級		
		障がい者ご本人が運転する場合	障がい者と生計を一つにする方が運転する場合	
	身体障害者手帳			
	視覚	1、2、3、4級	1、2、3、4級	
	聴覚	2、3級	2、3級	
	平衡機能	3級	3級	
	音声機能	3級（喉頭摘出がある場合に限る。）	—	
	上肢不自由	1、2級	1、2級	
	下肢不自由	1、2、3、4、5、6級	1、2、3級	
	体幹不自由	1、2、3、5級	1、2級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	1、2級	1、2、3級
		移動	1、2、3、4、5、6級	1、3級
	心臓機能	1、3級	1、3級	
	じん臓機能	1、3級	1、3級	
	呼吸器機能	1、3級	1、3級	
	ぼうこう又は直腸の機能	1、3級	1、3級	
	小腸の機能	1、3級	1、3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1、2、3級	1、2、3級	
	肝臓機能	1、2、3級	1、2、3級	
	療育手帳			
療育	A1、A2	A1、A2		
精神障害者保健福祉手帳				
精神	1級	1級		
※上記以外にも使用要件や所有要件等あります。				
問合せ先	<p>軽自動車税・・・財務課(税務係) ☎72-2321 FAX73-9799</p> <p>自動車税・・・南信県税事務所 総務課 ☎76-6805 FAX 76-6809</p>			

5. 移動の支援・移動費補助

村では障がい者(児)の移動に関する様々な支援を行っています。また、公的な支援以外にも、手帳を提示するだけで受けられる割引もあります。

ただし、公的な制度でないものは、一部取り扱いのない場合がありますので、各民間会社等にご確認のうえ、ご利用ください。

1. 移動支援

内 容	地域における自立生活・社会参加の促進を図るため、自宅から目的地までの送迎と移動先での行動の支援を行います。 障害者総合支援法のサービスのため、村からサービス利用の支給決定を受け、事業所と契約を結んでから、サービスを利用することになります。
要 件	社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出であること。 ただし、「通勤、営業活動等の経済活動のための外出」や「通年かつ長期に渡る外出」、「社会通念上適切でない外出」「タクシー代わりの利用」は認められません。
対 象 者	屋外での移動が困難な障がい者(児)
自己負担	利用する事業所によっては、ガソリン代がかかります。
問合せ先	福祉課(福祉係) ☎72-2105

2. 福祉移送サービス

内 容	買い物、医療機関、福祉施設、公共機関への送迎を行います。車両は車いすの方もそのまま利用できる福祉車両を使用します。 乗車する時間と場所、降車する場所を、南箕輪村社会福祉協議会に電話予約する必要があります。同じ時間帯に複数の方が利用することができませんので、ご予約は利用する2日前までをお願いします。
対 象 者	村内に居住している方、及び運行時間内(9:00~17:00)に交通手段を持つことができない方のうち、次のいずれかに該当する方。 ■介護保険法による要介護、要支援認定者 ■身体手帳1級、2級、3級の方 ■療育手帳A1、A2、B1の方 ■精神手帳1級、2級の方 ■満70歳以上の方
利用回数	月4回(往復で1回、片道は0.5回) 1回あたりの利用時間は1時間を限度とします。
運行範囲	南箕輪村、伊那市、箕輪町
自己負担	利用時の事故などによる補償保険加入のため、登録時に年間保険料として1,000円をいただきます。
運 休 日	土日、祝日、8月13日~16日、12月29日~翌年1月3日
問合せ先	福祉課(高齢者支援係) ☎72-2105 (申請について) 南箕輪村社会福祉協議会 ☎76-5522 FAX78-3669(利用について)

3. 居宅介護(通院等介助、通院等乗降介助)

内 容	通院にかかる移動の介助、通院先での受診手続き、公共機関や相談支援事業所での手続きや相談の介助を行います。
対 象 者	障害支援区分が区分1以上の方（身体介護を伴う場合はその他要件有り） ※区分の認定には1～2カ月かかります
問合せ先	福祉課(相談係) ☎72-2105

4. 行動援護

内 容	外出にマンツーマンで付き添い、送迎、行動中の危険の回避、移動中の介護、排泄・食事等の援助、その他行動に必要な支援を行います。 障害者総合支援法のサービスのため、村からサービス利用の支給決定を受け、事業所と契約を結んでから、サービスを利用することになります。
対 象 者	知的障がい又は精神障がいによる重度の行動障害があり、常時介護が必要な方。 障害支援区分が区分3以上で、認定調査項目の行動関連項目の合計点が10点以上の方(児童の場合はこれに相当する方) ※区分の認定には1～2カ月かかります
問合せ先	福祉課(相談係) ☎72-2105

5. 同行援護

内 容	外出に同行し、移動に必要な情報提供やその他の援護を行います。 障害者総合支援法のサービスのため、村からサービス利用の支給決定を受け、事業所と契約を結んでから、サービスを利用することになります。
対 象 者	国で定められた状況調査を行い、利用対象となった視覚障がい者(児)。
問合せ先	福祉課(相談係) ☎72-2105

同行援護は障害支援区分が必要ないんだね。



6. 有料道路通行料及び一般自動車道使用料の割引

内 容	通勤、通院等の日常生活のために、利用する高速道路や有料道路の通行料金(使用料金)が半額になります。利用前に予め使用する車両を登録する必要があります。
対 象 者	<p>■自分で自動車を運転する場合…すべての身体障がい者</p> <p>■介護者が自動車を運転する場合…<u>第1種(重度)</u>身体・知的障がい者</p> <p>※障がい者本人が乗車していない場合、自家用車でない場合等は対象外です。</p> <p>※ETC カードをお持ちの場合は、ETC 通行料金も割引対象となります。その際も登録手続きが必要です。</p> <p>※18歳未満で運転免許の取得ができない障がい者(児)であっても、重度(第1種)の障がいを有していない場合は、介護者の運転割引は認められません。</p>
割 引 率	通行料金の50%
問合せ先	福祉課(福祉係) ☎72-2105

7. 鉄道運賃の割引

内 容	身体手帳または療育手帳を所持している障がい者を対象として、その障がい程度、乗車区間に応じ、鉄道運賃が割引になります。(一部私鉄等で精神手帳も該当になる場合があります。)
割 引 率	割引率については各会社ごとに設定
問合せ先	各駅の乗車券発売窓口 手帳を提示し購入してください。

8. バス運賃の割引

内 容	手帳を所持している障がい者とその介護者に対して、運賃が割引になります。割引対象は各バス会社で異なりますので、ご確認ください。
割 引 率	まっくんバスは、障がい者 100 円、75 歳以上の方 無料(後期高齢者医療の被保険者証を降車時に提示してください)
問合せ先	各バス乗車券発売窓口 手帳を提示し購入してください。 まっくんバスについては、地域づくり推進課 ☎98-6640

9. タクシー運賃の割引

内 容	身体手帳または療育手帳を所持している障がい者に対して、運賃が割引になります。
割 引 率	割引率については会社ごとに設定
問合せ先	各タクシー会社、長野県タクシー協会 運転手に手帳を提示してください。

10. 航空旅客運賃の割引

内 容	満 12 歳以上で障がい手帳をお持ちの方と、その介護者 1 名に対し、運賃が割引されます。
割 引 率	航空会社が路線ごとに設定
問合せ先	各種航空会社 手帳を窓口にて提示してください。

14. 心身障害者（児）通所通園推進事業

内 容	<p>県内の心身障害者（児）施設に通所、通園、入所している方に対して、交通費を補助します。</p> <p>■心身障害児通園施設に通園する児童の通園に要する交通費</p> <p>■県内の心身障害児施設に入所している者（児）の帰省、児童との面会のために利用する有料道路の通行料</p> <p>■重度心身障害者の通院のため利用する有料道路の通行料</p> <p>※障がいの状態、課税状況、所得状況により該当しない場合があります。</p>
補助金額	1ヶ月あたりかかった交通費のうち 2,000 円を超えた部分の半額
問合せ先	福祉課(福祉係) ☎72-2105

15. まっくんバス回数券

内 容	<p>障害者手帳をお持ちの方で、以下に該当する方に、まっくんバス回数券（100 円券）を 50 枚交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証を有効期間内に自主返納した方 ・免許更新をしなかった方で、免許を失効して1年以内の方 <p>運転経歴証明書をお持ちの方にも、まっくんバス回数券（100 円券）を 100 枚交付します。</p> <p>※ 75 歳以上の方は、無料です。（8. バス運賃の割引参照）</p>
問合せ先	福祉課(高齢者支援係) ☎72-2105

16. 自動車改造費助成

内 容	<p>身体障がい者が社会参加のために自動車を運転する場合、その者が所有する自動車の改造（アクセルやハンドルなど）に要する経費の一部を助成します。なお、改造車の購入は対象外になります。</p> <p>※前年の所得税課税所得金額により、対象外となる場合もあります。</p>
対象者	身体障がい者
補助限度	10 万円
問合せ先	福祉課(福祉係) ☎72-2105

17. 駐車禁止の適用除外

内 容	<p>歩行が困難な重度の障がい者の運転する自動車に対し、駐車禁止除外証票が交付されます。</p>
問合せ先	伊那警察署 ☎72-0110

18. ぐるっとタクシー

内 容	A I（人工知能）を活用し、乗車予約に対して、自動で配車・最適な乗合や運行経路を計算する乗合タクシーです。 利用には事前の登録が必要です。
対象地区	南部小通学区エリア（南原・沢尻・神子柴の一部）
対象者	上記の対象地区にお住まいで、次の要件のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 65 歳以上の方 ・ 運転免許返納者(65 歳未満でも利用できます。) ・ 障害者手帳所持者(65 歳未満でも利用できます。) ・ 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方(65 歳未満でも利用できます。) ・ 持病により運転ができないなど、移動が困難な事情がある方(65 歳未満でも利用できます。)
料金	一人一回 500 円 障害者手帳又は特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方【250 円】
問合せ先	地域づくり推進課 ☎98-6640

移動を支援してもらっても行き先がない？
そんな人は「ぽっかぽかの家」においでよ！



6. 居住支援・受信料等の割引・宿泊

1. 障がい者にやさしい住宅改良補助金

内 容	障がい者が日常生活の一部を自力で行えるよう、浴室、台所、便所、洗面所等を改良する場合に、住宅改良費の一部補助します。
対 象 者	<p>次の<u>全てに該当する方</u>が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■65歳未満の身体障がい者（身体手帳1級～6級所持者）。 ■前年の所得税額が8万円以下の世帯 <p>※ただし、身体手帳4～6級所持者については、独居者又は常時介護する方がいない場合に対象となります。</p>
負 担 額	該当する住宅改良費の1割
補助限度額	補助対象費 70万円まで 補助限度額 63万円 (最大70万円の住宅改良費が補助対象となり、1割は自己負担となるため、70万円-7万円=63万円となります)
問合せ先	福祉課(福祉係) ☎72-2105

2. 住宅改修費助成

内 容	手すりの設置、段差の解消、滑り防止、引き戸への取替え、洋式便器への取替え等、住環境の改善を行うための居宅生活動作補助用具の購入や改修工事費を給付します。
対 象 者	<p>日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障がい者の方で、身体状況や住宅の状況から、改修等が必要と認められる方</p> <p>※介護保険の住宅改修が利用できる方は介護保険から助成されます。</p>
補助限度額	1人につき20万円まで
問合せ先	福祉課(福祉係) ☎72-2105

3. 単身入居障がい者家賃補助

内 容	アパート等で一人暮らしをしている方に対し、家賃の補助をします。
対 象 者	<p>次の<u>全てに該当する方</u>が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■障害者手帳の等級が次のいずれかに該当する方 【身体手帳1～3級、療育手帳A1～B2、精神手帳1～2級】 ■村内の公営住宅以外の賃貸住宅に単身で居住している方 ■市町村民税非課税者 ■生活保護者による住宅扶助や、他の公的制度による家賃補助などを受けていない方
補助金額	月額上限1万円
問合せ先	福祉課(福祉係) ☎72-2105

4. 公営住宅

内 容	<p>障害者手帳を取得されている方が入居申し込みをする際、優遇措置があります。申込み時に、それぞれの担当へお問い合わせください。</p> <p>【県営住宅】・・・障害者手帳所持者は、抽選会数が2回となります。 また、障がいの程度により、公営住宅への優先入居制度があります。 【村営住宅】・・・単身でも申し込みができ、所得条件が緩和されます。</p>
問合せ先	<p>県営住宅…長野県住宅供給公社(伊那合同庁舎内) ☎98-7450 FAX 98-7453 村営住宅…建設水道課(建設管理係) ☎72-2325 FAX73-9799</p>

5. NHK受信料の減免

内 容 と 対 象 者	<p>(1)全額免除 ■身体手帳・療育手帳・精神手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯で、世帯員全員が市町村民税非課税である場合</p> <p>(2)半額免除 世帯主かつ受診契約者が、次のいずれかの手帳をお持ちの場合 ■身体手帳…視覚障がい、聴覚障がい ※この2つは等級の制限はなし …身体障害者手帳 1級または2級 ■療育手帳 A1 ■精神手帳 1級</p> <p>上記に該当する方は、役場であらかじめ申請書（証明書）の証明手続きをしてください。</p>
問合せ先	<p>NHK ☎0120-151515 FAX 045-522-3044 福祉課(福祉係) ☎72-2105</p>

6. ICT（伊那ケーブルテレビ）利用料の割引

内 容	<p>契約者が障がい者手帳をお持ちで次に該当する場合、伊那ケーブルテレビの利用料の割引対象となります。</p> <p>■視覚障がい者または聴覚障がい者で世帯主 ■身体障害等級1級または2級の重度の身体障害者で世帯主 ■重度の知的障害者で世帯主 ■精神障害等級が1級の重度の精神障害者で世帯主 ■戦傷病者特別援護法に規定される戦傷病者手帳（特別項症から第1項症）を所持する重度の戦傷病者で世帯主</p> <p>上記に該当する方は、役場であらかじめ申請書（証明書）の証明手続きをしてください。</p>
割 引 額	<p>月 2,500 円⇒1,300 円（消費税は別途）</p>
問合せ先	<p>伊那ケーブルテレビジョン ☎73-2020 FAX76-3934 福祉課(福祉係) ☎72-2105</p>

7. 共同生活援助（グループホーム）

内 容	<p>地域の中で、他の障がい者と共同で生活していただき、世話人等が入浴・排泄・調理・その他の日常生活上の援助を行います。世話人は朝・夕(事業所によっては夜間も)のみ滞在し、基本的に日中はグループホーム外で活動される方で、ある程度自立して生活できる方が対象です。</p> <p>いわゆる病院のような大型の住居ではなく、一般家庭に近い環境で、概ね4～8人程度での共同生活となります。</p>
対 象 者	<p>グループホームを利用する意思がある方 ※ご家族のみのご希望では利用できません (身体障がい者の場合は、65歳未満の方、または65歳になるまでに障がい福祉サービスを利用したことがある方)</p>
問合せ先	福祉課(福祉係・相談係) ☎72-2105

8. 施設入所(障がい者支援施設への入所)

内 容	<p>障がい者支援施設に入所していただき、入浴・排泄・食事等の介助や生活に関する相談等の日常生活上の支援を行います。(主に、グループホーム等での生活が困難な方が対象となります)</p>
対 象 者	<p>障害支援区分が区分4以上の方、またはサービスの組み合わせ等の関係から入所の必要性が認められる方。(50歳以上は区分3以上)</p>
問合せ先	福祉課(福祉係・相談係) ☎72-2105

9. 療養介護(療養介護医療)

内 容	<p>主に昼間に、病院で機能訓練、療養上の管理、医学的管理下での介護、日常生活上の世話を行います。(療養介護のうち医療に関するものを療養介護医療としています)</p>
対 象 者	<p>病院等への長期入院による医療的ケアと常時の介護が必要な方で、次のいずれかに該当する方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■障害支援区分が区分6で、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方。 ■障害支援区分が区分5以上で、国の定める基準を満たす方等。
問合せ先	福祉課(福祉係・相談係) ☎72-2105

グループホームでは
 家庭的な雰囲気
 みんなでたのしく
 くらしているよ！



10. 短期入所（ショートステイ）

内 容	居宅で介護を行う方が病気等の理由により、障がい者支援施設へ短期間入所が必要な方の入浴・排泄・食事の介助等を行います。
対 象 者	障害支援区分が区分1以上の方(18歳未満の場合は、それに相当する方)
問合せ先	福祉課(福祉係・相談係) ☎72-2105

11. 自立生活体験事業

内 容	身近な地域にある宅幼老所やグループホーム等で、日中活動サービス・ホームヘルプ・宿泊などの体験を行います。 1回に連続して使用できる日数は6日までです。なお、年間利用回数に上限があります。
対 象 者	村内にお住まいの方で、日中活動系、居住系サービスを受けられない方。
自己負担	所得に応じて自己負担があります。
問合せ先	福祉課(相談係・福祉係) ☎72-2105

12. 生きがいセンターショートステイ

内 容	介護者が、疾病、冠婚葬祭、事故、災害、休養、公的行事への参加等により介護できないとき、障がい者等を一時的に「生きがいセンター」で保護します。
対 象 者	居宅で家族の介護を受けている方
費 用	昼 2,000 円 夜 3,000 円 ※利用期間は原則 3 日以内
問合せ先	福祉課(福祉係) ☎72-2105

13. 重度障がい者保護施設

内 容	次のいずれにも該当する重度障がい者(児)を「生きがいセンター」で日中保護し、介護者の負担を軽減するものです。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 重度の身体障がい者（児）及び知的障がい者（児）があり日常生活全般において常時全面的な介助を必要とする者 ■ 他の更正、授産、療護施設等で日常的に通所できる施設の受け入れ先がない者 ■ 利用対象者以外に常時介護をしなければならない状態にある者が同居の親族にいる者
費 用	23,000 円/月 （減免措置あり）
問合せ先	福祉課(福祉係) ☎72-2105

7. 生活支援（訪問サービス）

1. 居宅介護(身体介護)（ホームヘルパー）

内 容	自宅にヘルパーが訪問し、食事・入浴・排泄等の介助を行います。
対 象 者	障害支援区分が区分1以上の方で、「歩行」「移乗」「移動」「排泄」に一定程度の支援が必要な方
問合せ先	福祉課(相談係) ☎72-2105

2. 居宅介護(家事援助)（ホームヘルパー）

内 容	自宅にヘルパーが訪問し、調理・洗濯・掃除等の家事を支援します。単に掃除や調理を行うだけでなく、それらに関する相談等を受けたりします。
対 象 者	障害支援区分が区分1以上の方
問合せ先	福祉課(相談係) ☎72-2105

3. 生活サポート（ホームヘルパー）

内 容	日常生活に関する支援または家事に対する必要な支援を行います。(サービス内容は居宅介護と同じ内容です)
費 用	無料（ただし、食費等は自己負担となります）
対 象 者	障害支援区分が非該当のため、居宅介護が利用できない方
問合せ先	福祉課(相談係) ☎72-2105

4. 配食サービス（宅配弁当）

内 容	希望する曜日の昼食(お弁当)を自宅へお届けし、あわせて安否確認も行います。 栄養バランスを考えた「一般食」だけでなく、塩分等を制限した「特別食」もご用意しています。
費 用	おかずとごはん：1食 400円 おかずのみ：1食 300円
対 象 者	障がい者等で、心身の障がいや傷病等により、調理が困難な方
問合せ先	福祉課(高齢者支援係) ☎72-2105

5. 訪問入浴サービス

内 容	訪問入浴業者が自宅を訪問し、入浴の支援を行います。
費 用	無料
対 象 者	<p>自宅で常に寝たきりの状態であり、自宅での入浴が困難な 65 歳未満の身体障がい者で次の各項目に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ■自宅の普通浴槽での入浴が困難 ■移動が困難で、施設等の入浴サービスを受けることが困難 ■医師の診断書により、入浴上の指導を受けている ■伝染性疾患にかかっていない方 ■入浴にあたって家族等が付き添うことができる ■介護保険の対象でない
問合せ先	福祉課(相談係・福祉係) ☎72-2105

6. 訪問理美容院助成

内 容	<p>村内の協力理美容院が行う、訪問理美容の 1,000 円券を支給します。1 回につき 1 枚利用でき、3 月までの月数を 2 で割った数の枚数を支給します(少数点切り上げ)。 例) 4・5 月なら 6 枚、2・3 月なら 1 枚</p>
対 象 者	<p>理美容院へ行くことが困難な方で、次の障がい手帳をお持ちの方 身体手帳 1 級・2 級 または 精神手帳 1 級</p>
問合せ先	福祉課(高齢者支援係) ☎72-2105

7. 重度訪問介護

内 容	<p>自宅での入浴・排泄・外出準備等の身辺介助や食事・掃除等の家事の介護、生活に関する相談、外出時の移動中の介護等を総合的に行います。</p>
対 象 者	<p>障害支援区分が区分 4 以上の方で、2 肢以上に麻痺があり、「歩行」「移乗」「排尿」「排泄」のいずれも支援不要以外の方、または、認定調査項目の行動関連項目が 10 点以上である方</p>
問合せ先	福祉課(相談係) ☎72-2105

ヘルパーさんは家事をしてくれるだけでなく、
一緒に家事を手伝ってやり方も教えてくれるよ。

草刈りや敷地内の雪かき等はヘルパーではできないけど
有料ならシルバー人材センター(☎76-8668)でも
やっているよ。すべてサービスで行うのではなく、
地域での助け合い、その関係づくりも大事だよね!



8. まっくん生活支え愛(ボランティア)

内 容	まっくん生活支え愛事業助成券を 48 枚交付し、助成券 1 枚につき、1 人 30 分以内で終わる軽作業を、登録されたボランティアの方にお願ひできます。
軽作業 一 覧	<p>■ごみ出し ■ごみの分別 ■除雪 ■電池・電球・蛍光灯の交換 ■生活必需品の買い物 ■灯油の給油</p> <p>※他のサービスでこれらの作業をお願いできる方は、他のサービスの利用が優先されます。</p>
対 象 者	<p>民生委員が、世帯員全員援助を必要と認めた障がい者のみ世帯の方</p> <p>※同一敷地内または約 100m 以内に子の世帯がある場合は、子の世帯も全員援助が必要な世帯である方に限ります。</p>
自己負担	30 分につき 50 円（除雪は、30 分につき 100 円）。助成券がなくなった場合は 30 分につき 300 円。
問合せ先	福祉課(高齢者支援係) ☎72-2105

ボランティアの方も大募集

○ボランティアの報酬

30 分につき 300 円（利用者が 50 円、村が 250 円支払います）

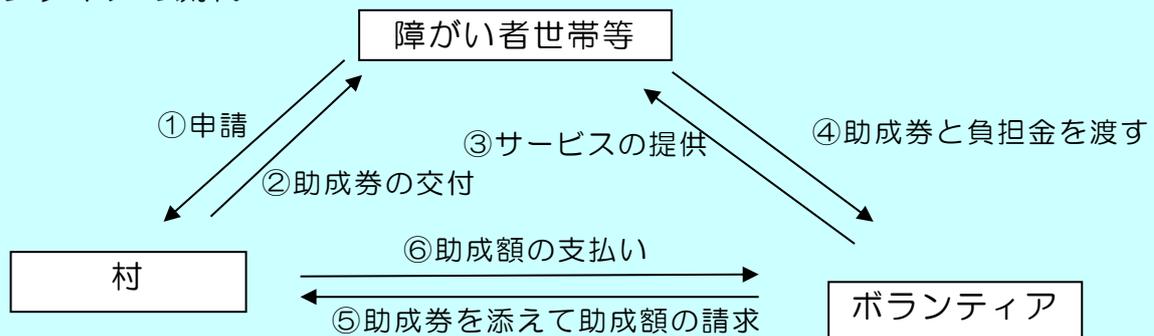
○ボランティアの条件

ボランティアに車を利用する場合は、対人（無制限）、対物の自動車保険加入者

○ボランティア先

村社協が利用者に応じ、ボランティアの派遣等をコーディネートします。サービス開始前に社協職員とボランティアが利用者宅を訪問し、サービス内容やサービスに行く日時等を決めてから、ボランティア開始となります。

○ボランティアの流れ



…ちょこっとコラム

障がいのある方を支援するマーク あなたはどれだけ知っていますか？



【障害者のための国際シンボルマーク】

障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。



【聴覚障害者標識】

聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。



【身体障害者標識】

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。



【耳マーク】

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない方、聞こえにくい方への配慮を表すマークです。



【ヘルプマーク】

内部障がいや精神障がい、難病、妊娠初期の方など、周りに配慮を必要としていることを知らせるマークです。



【信州パーキングパーミット制度】

障がい者や高齢者など移動に配慮を要する方々へ利用証を交付する制度です。

…ちょこっとコラム

障がい者の方の当事者会や家族会

【南箕輪村手をつなぐ育成会】

知的障がいをもって生まれたこども達の親達が集まって作った会です。幼児期、学齢期、青壮期、老年期・・・それぞれのライフステージで抱える悩みは様々です。共感・相談・活動を通し、みんなで悩んで、解決しています。新しい法律や制度に対応できるよう勉強会も開催しています。

養護学校かな？支援学級かな？就学はどうしよう…同じ障がい、同じような環境の方や、同じ境遇を経験されてきた人に出会えます。

参加をご希望の方は会長の有賀一夫さん（☎73-4342）へご連絡ください。

【たんぽぽの会(親の会)】

発達・発育の課題や障がいのあるお子さんの保護者の方の交流会です。不定期に開催しています。

参加をご希望の方はこども相談室（☎76-4110）へご連絡ください。

8. 生活支援・自立訓練（通所・日中活動・自立訓練）

1. 生活介護

内 容	障がい者支援施設等で、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、創作的活動・生産的活動、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。 (就労継続支援事業所の利用が難しい場合に利用することが多いサービスです)
対 象 者	常時介護等の支援が必要な方で、障害支援区分が区分3以上の方 (ただし、障がい者支援施設に入所されている場合は区分4以上、年齢が50歳以上の方で障がい者施設に入所していない方は区分2以上)
問合せ先	福祉課(相談係) ☎72-2105

2. 就労継続支援(A型)

内 容	就労継続支援A型事業所で、雇用契約に基づいて、生産活動、その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。 就労継続支援(B型)と異なり、雇用契約に基づいて働くため、最低賃金法等が適用される等、より一般就労に近い形での福祉的就労となります。 B型に比べて、より一般就労に近い就業規則があることもありますが、B型と同じく、好み・能力等に合った支援を受けながら働くことができます。
対 象 者	企業などに就職することが困難な方で、継続的に就労することが可能な65歳未満の方。
問合せ先	福祉課(相談係) ☎72-2105

3. 就労継続支援(B型)

内 容	就労継続支援B型事業所で、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練を行います。 「福祉的就労」といった側面が強く、1カ月の工賃はあまり高くありませんが(数千円や1~2万円前後の方が多いです)、好み・能力・本人の置かれている状況に応じた支援が行われます。
対 象 者	通常の事業所に雇用されることが難しい障がい者
問合せ先	福祉課(相談係) ☎72-2105

4. 就労移行支援

内 容	<p>一般就労が可能と見込まれる 65 歳未満の方に、生産活動・職場体験等の提供、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、適正に応じた職場の開拓、就職後における職場定着のための相談等を行います。</p> <p>就労継続支援とは異なり、短期間(1～2年)に、一般就労に向けての集中的な支援を行います。</p>
対 象 者	<p>一般就労を希望する 65 歳未満の方で、単独での就労が難しいため、就労に必要な知識・技術、就労先の紹介等が必要な方</p>
問合せ先	<p>福祉課(相談係) ☎72-2105</p>

就労支援に関する2つの補助金

障がい者就労支援等福祉サービス利用者負担軽減補助金

内 容	<p>就労支援事業所の通所のために支払った利用者負担額（食費等を除く）を全額補助します。</p> <p>補助金の請求は、毎月の支払い毎でも、複数月まとめてからでもかまいません。</p>
対 象 者	<p>生活介護・就労継続支援・就労移行支援事業所に通所している方で、利用者負担額が発生している方（＝課税世帯）</p>
問合せ先	<p>福祉課(福祉係) ☎72-2105</p>

障がい者就労支援施設等通所費補助（再掲）

内 容	<p>就労支援施設等への通所にかかる時間、距離、運賃等の実情に合わせて交通費を補助します。</p> <p>■ 自家用車で通所する方 <u>補助基準額</u>×就労支援施設等に通所した日数 → 自宅から就労支援施設等までの最短距離（片道）が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5km 未満 50 円 ・ 5km 以上 10km 未満 100 円 ・ 10km 以上 150 円 <p>■ 公共交通機関で通所する方 <u>補助基準額</u>×2分の1 → 実際にかかる1日当たりの運賃×就労支援施設等に通所した日数または定期券の料金</p>
対 象 者	<p>就労継続支援・就労移行支援事業所・自立訓練事業所への主な通所手段が、自家用車・バス・電車等の、お金のかかる方法の方。（事業所による送迎の自己負担は対象外です。）</p>
問合せ先	<p>福祉課(福祉係) ☎72-2105</p>

5. 自立訓練(機能訓練)

内 容	施設または自宅で理学療法・作業療法等のリハビリ、生活等に関する相談等を行います。
対 象 者	地域生活をする上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のために一定の支援が必要な方
問合せ先	福祉課(相談係) ☎72-2105

6. 自立訓練(生活訓練)

内 容	施設または自宅で入浴・排泄・食事等に関する自立した日常生活に必要な訓練、生活等に関する相談等を行います。
対 象 者	地域生活をする上で、生活能力の維持・向上等のために一定の支援が必要な方
問合せ先	福祉課(相談係) ☎72-2105

7. 宿泊型自立訓練

内 容	居室を利用させ、家事感度の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談等を行います。
対 象 者	生活訓練対象者のうち、日中は仕事や障がい福祉サービス等を利用している方で、地域での暮らしに向けて、一定期間、居住の場を提供して、帰宅後の生活能力等の維持・向上のための訓練が必要な方
問合せ先	福祉課(相談係) ☎72-2105

8. 地域活動支援センター「ぽっかぽかの家」 (高齢者・障がい者交流施設)

内 容	<p>いつでも、どなたでも、何をしても良い施設で、利用時間中はスタッフの方が常駐しています。年齢や障がいの有無に関係なく、“誰でも自由に過ごせる居場所”ですので、利用者の方とお話をしていても、一人で本を読んでもかまいません。</p> <p>皆で集まってお茶を飲んだりしながら交流でき、ボランティアの方によるクラブ活動等がある時間帯もあります(参加は自由です)。</p> <p>仲間作り、趣味づくり、居場所づくり、引きこもり防止、暇つぶし・・・等々、ご自由にご利用ください。</p> <p>※感染症の影響により、制限がある場合があります。</p>
問合せ先	福祉課(相談係・福祉係) ☎72-2105 南箕輪村社会福祉協議会 ☎76-5522 FAX78-3669

この他にも、伊那市社会福祉協議会の「Primura(ぷりむら)」、宮田村の「なごみ家」という、だれでも自由にご利用ができる施設があります。

南箕輪村障害者生きがいセンター

「ぽっかぽかの家」の紹介

地域活動支援センター
高齢者・障害者交流施設

運営：南箕輪村社会福祉協議会

開所日：月曜～土曜（午前9：00～午後5：00）
日曜・祝日休み

.....*.....
どんな人が使えるのですか？

障害があってもなくても。
高齢でも、高齢でない人も
赤ちゃんも子供たちも
さまざまな方に出入りしてもらって、
地域の人たちが顔見知りになり、
仲良くなれると良いですね。



南箕輪村大芝2380-1179 TEL：0265-76-7604

(施設)
交流室・サロン・ホール・相談室・多目的トイレ
給湯室（喫茶コーナー付）・畳スペース（床暖）・収納庫

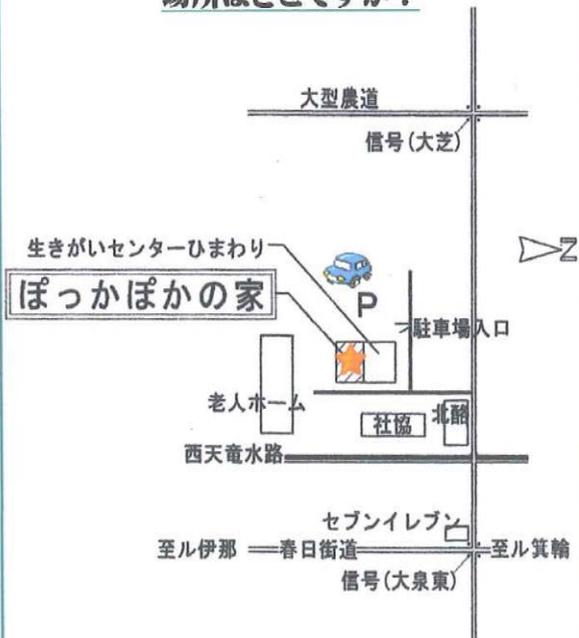
どんな風に使えるのですか？

- ☆ 友達同士、家族、グループ、一人でも良いんです。
- ☆ お茶やコーヒーを飲んだり、おしゃべりしたり、周りの景色を見ながらゆっくり過ごしてください。
- ☆ 右記のようなグループ活動等をしています。参加してみたいなと思われたら、どなたでも参加することができます。
- ☆ クラブ活動の他に、味噌作りとか、草もち作りとか、演奏会等を企画しています。

クラブ活動

- ◇パッチワーク 毎週水曜日
午前中
- ◇食事会 毎週木曜日
- ◇切り絵 毎週金曜日
- ◇絵手紙 第2・4月曜日
午後
- ◇歌声喫茶 第2火曜日
午後
- ◇編み物 第1・3月曜日
午後
- ◇まつの木の会 月1回

場所はどこですか？



ぽっかぽか

春は陽だまりで ひなたぼっこ
夏は木陰で 一休み
秋はたき火を 囲みましょう
冬はコタツに すっぱりと

こころは人と出合って
ぽっかぽかに



9. 生活支援 （各種機関によるサポート・イベント等）

1. スポーツ教室（サンスポート駒ヶ根）

内 容	<p>■定期教室 1年を3期に分けて教室を開催します。各教室3回から6回で、定員があります。募集期間内に申込が必要です。</p> <p>第1期：5月～7月 募集期間：3月下旬～4月下旬 第2期：8月～10月 募集期間：7月上旬～8月中旬 第3期：1月～3月 募集期間：12月上旬～1月上旬</p> <p>■その他 各種スポーツ大会や水泳の自由参加型プログラム、出張スポーツ教室も行っています。</p>
問合せ先	サンスポート駒ヶ根 ☎82-2901 FAX82-2901 Email ks2sport@mx2.avis.ne.jp

2. 屋内温水プールの無料開放（サンスポート駒ヶ根）

内 容	長野県看護大学の屋内温水プールを無料で利用できます。プールは25mが5コース、スロープコースが1コースで、採暖室もあります。障がい手帳を持参すれば、サンスポート駒ヶ根以外の県内サンスポート施設で利用可能な利用証が発行されます。
開館日	月・木曜日…13時～18時 土・日・休日…10時～17時 (火・水・金曜日と休日の翌日、年末年始等は休館日です)
問合せ先	サンスポート駒ヶ根 ☎82-2901 FAX82-2901 Email ks2sport@mx2.avis.ne.jp



水泳教室があるから
これから始めたい！
という人も安心だね！

冬はスキーもしたいな！



3. 上伊那地区障がい者スポーツ大会

内 容	<p>例年 5 月下旬の土曜日に、障がい者スポーツ大会を開催しています。障がい福祉サービス事業所の利用者を中心に、上伊那地区の障がい者がそれぞれの特性に合わせて競技を行います。</p> <p>競技種目は、トラック競技（25m・50m・100m・400m・800m・男女混合リレー）、投てき競技（ソフトボール投）、レクリエーション（モルック、パン食い競争）などがあります。運動会の様な和やかな大会で、気軽に参加できます。</p>
問合せ先	伊那保健福祉事務所 福祉課 ☎76-6811 FAX76-7033

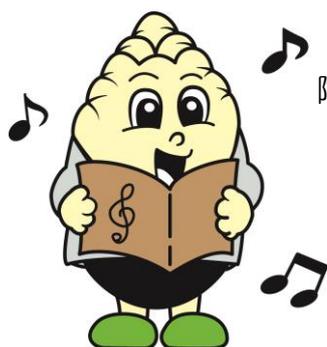
4. 長野県障がい者文化・芸術祭

内 容	<p>例年 9 月中旬に障がい者文化芸術祭が開催され、障がい者が作成した作品が長野県障がい者福祉センターなどに 2 日間展示されます。</p> <p>作品は絵画、手芸、工芸、書道、写真の 5 部門があり、どなたでも自由に作品を応募できます。例年 8 月に作品を募集しています。</p>
問合せ先	伊那保健福祉事務所 福祉課 ☎76-6811 FAX76-7033

5. 精神科病院デイケア

内 容	<p>病院によっては、独自に精神科デイケアを行っている病院もあります。患者同士が集まって、集団活動をしたり、プログラムに参加したりすることで、社会機能の回復を手助けするものです。</p>
対 象 者	<p>主治医が精神科デイケアが有用だと判断された方。治療の一環として行われるもので、福祉サービスではありません。</p>

短距離走は 25m から 800m までいろいろあるよ！
 障がいの部位や程度ごとに走るから、
 とっても楽しく走れるよ！足が遅くても大丈夫！
 僕は森の交流施設でいつも練習しているよ！



障がい者に対する支援だけじゃなく
 村のイベントや公民館主催の教室も
 楽しいこといっぱい！支援が必要な場合でも、
 参加できるから、遠慮せずに参加してみてね！

10. 生活支援（その他）

1. タイムケア・日中一時支援

内 容	障がい児(者)が家庭において介護を受けることができず、一時的に介護を必要とする場合に、あらかじめ登録した介護者（個人または事業者）へ介護委託をした費用の一部を補助します。営利団体はタイムケア、非営利団体は日中一時支援とサービス名称が異なります。 なお、年間の利用時間は 300 時間までです。
自己負担	自己負担はありません。ただし、食費、冷暖房費、支援費については別途、自己負担が発生する場合があります。
給付金額	障がいの程度により変わってきますが、おおよその金額です。 ■ 団体：1 時間あたり 530 円から 800 円 ■ 個人：1 時間あたり 420 円から 640 円 ※食費・冷暖房費等、実費については自己負担となります。
問合せ先	福祉課(相談係・福祉係) ☎72-2105

2. 朝の預かり事業

内 容	伊那養護学校に通学する児童等の保護者が、就労等により伊那養護学校の登校時刻まで児童等を監護することが困難な時間に、児童等を一時的に村社会福祉協議会の一室で預かります。 時間：午前 7 時 30 分～午前 9 時 利用料：1 回 700 円
対 象 者	伊那養護学校に通学する小学部及び中学部の児童等
問合せ先	福祉課（福祉係） ☎72-2105 南箕輪村社会福祉協議会 ☎76-5522

3. 手話通訳者（要約筆記者）の派遣

内 容	聴覚障がい者が、社会生活上または日常生活上で必要とする場合（行事、説明会、通院時など）に、手話通訳者（要約筆記者）を派遣することにより、コミュニケーションを円滑に行えるようにするものです。 パソコンやタブレットを使用した遠隔手話通訳も必要に応じて対応できます。
派遣範囲	派遣時間は、午前 9 時～午後 5 時の間 派遣区域は、長野県及び近隣県とします。なお、宿泊は不可です。
問合せ先	福祉課(福祉係) ☎72-2105

4. 青い鳥郵便はがき無償配布

内 容	通常通便はがき 20 枚が、無償配布されます。 はがきは、「無地」「インクジェット」または「くぼみ入り」から 1 種類を選べます。
対 象 者	次の障がい者が対象となります。 ■身体障がい（1 級、2 級） ■知的障がい（A1、A2）
申出方法	毎年 4 月 1 日～5 月 31 日の受付期間内に、お近くの郵便局で手続きをしてください。
問合せ先	南箕輪郵便局 ☎78-4219 FAX73-7094

5. 福祉入浴券

内 容	大芝の湯で利用できる入浴券を 5 枚交付します。対象者は、4 月 1 日現在で南箕輪村に居住する、次のいずれかに該当する方です。大芝の湯や味工房での買い物にも利用できます。 ■身体手帳 1 級～4 級を所有している方 ■療育手帳を所有している方 ■精神手帳を所有している方
対 象 者	4 月 1 日現在で村に居住し、次のいずれかの手帳をお持ちの方 ■身体手帳 1 級～4 級 ■療育手帳 ■精神手帳
問合せ先	福祉課(高齢者支援係) ☎72-2105

6. 携帯電話使用料の割引

内 容	身体手帳、療育手帳、精神手帳のいずれかをお持ちの方の携帯電話基本使用料が、20%～50%割引となることがあります。
問合せ先	各携帯電話会社

7. 郵便等による不在者投票

内 容	身体手帳をお持ちの選挙人で、以下の障がいに該当する方は、郵送による不在者投票が認められています。 ■両下肢、体幹、移動機能… 1, 2 級 ■心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸… 1, 3 級 ■免疫、肝臓… 1, 2, 3 級 ※介護保険対象者（要介護 5）、戦傷病者手帳所持者も対象となります。
手続方法	事前に、選挙管理委員会へ「郵便等投票証明書」の交付申請をしてください。
問合せ先	村選挙管理委員会 ☎72-2361 FAX73-9799

11. 福祉用具等

1. 日常生活用具

<p>内 容</p>	<p>身体手帳の障がい内容に応じた各種福祉用具の給付券を支給します。購入前に必ず申請が必要になります。</p> <p>■介護・訓練用支援用具 特殊寝台、特殊マット、訓練イス、体位変換器、入浴担架など</p> <p>■自立生活支援用具 入浴補助用具、特殊便器、T字杖つえ、火災警報器・自動消火器など</p> <p>■在宅療養等支援用具 ネブライザー、電気式たん吸引器、盲人用体温計(体重計)など</p> <p>■情報・意思疎通支援用具 点字器、拡大読書器、ポータブルレコーダー、人工喉頭など</p> <p>■排泄管理支援用具 ストーマ・紙おむつ、それらに付随する尿漏れパッドなど</p> <p>◎詳しい品目については、お問い合わせください。</p>
<p>対 象 者</p>	<p>在宅でお暮らしの身体手帳をお持ちの方。 各品目毎に、障がいの部位・等級が決められています</p>
<p>自己負担</p>	<p>各福祉用具毎に定められた基準額を上回る金額</p>
<p>問合せ先</p>	<p>福祉課(福祉係) ☎72-2105</p>



福祉用具は自立した生活を送るうえで重要なものですね！でも、不適切な用具を使用すると逆に身体機能が低下する危険性もあるんだ。購入前には必ず専門家に相談しようね！

2. 補装具費

内 容	<p><u>身体手帳の障がい内容に応じた補装具</u>（補聴器や義肢、車いす等）の給付券を支給します。給付券は購入にも修理にも使用できます。</p> <p>一部、レンタル可能な品目もあります。</p> <p>品目によっては、長野県身体障害者更生相談所の判定(可否判定と適合判定)が必要になります。その場合、申請から購入までに半年以上かかる場合もありますので、ご検討の場合はお早めにご連絡ください。</p> <p>購入前に必ず申請が必要になります。詳しい品目については、お問い合わせください。</p>
自己負担	<p>原則として、購入する用具に係る費用の 1 割</p> <p>※世帯の所得に応じて、負担上限額が設定されます。</p>
問合せ先	<p>福祉課(福祉係) ☎72-2105</p>

3. 軽度・中等度難聴児補聴器購入助成

内 容	<p>補聴器の購入費用の一部を助成します。</p>
対 象 者	<p>次のいずれにも該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ■精密聴力検査機関の専門医から、補聴器が必要と診断されている方 ■身体手帳の対象とならない、軽度・中等度の難聴の方 ■18歳未満の方
助 成 額	<p>次のいずれかの金額の低い方の額の 2/3</p> <ul style="list-style-type: none"> ■各補聴器等に定められた基準額 ■実際の購入にかかった費用
問合せ先	<p>福祉課(福祉係) ☎72-2105</p>

介護保険による福祉用具のレンタルが可能な場合や、労働災害等、他の法律で福祉用具を使用することができる場合は、「日常生活用具」「補装具費」が支給されないから、気をつけてね。（他法優先、一部例外あり）



12. 緊急時への備え

1. 緊急通報システム

内 容	24 時間センサーに反応がなかった場合とボタンを押した場合に、委託会社を経由して、申請者が指定した協力員に通報してくれるシステムを貸出します。使用後には返却していただくこととなりますので、取り扱いにはご注意ください。
対 象 者	身体障がい者のみの世帯 または それに準ずる世帯の身体障がい者 ※電話回線を使用するため、自宅に電話が繋がっていることが必要です。
自己負担	生活保護世帯・非課税世帯で「収入」の合計が 80 万円以下…無料 非課税世帯で「収入」の合計が 80 万円以上…500 円/月 それ以外の方…1,000 円/月 ※この制度での「収入」は課税年金収入額と合計所得金額としています。
問合せ先	福祉課(高齢者支援係) ☎72-2105

2. 救急医療情報キット配布

内 容	かかりつけ医や持病等、救急時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを、1 世帯に1 セット、無料で配布します。冷蔵庫等に保管しておく等してご利用いただけます。
対 象 者	■ひとり暮らしで障がい手帳をお持ちの方 ■身体手帳をお持ちの方で、日中一人暮らしになる方
問合せ先	福祉課(高齢者支援係) ☎72-2105

救急医療情報キット（写真）



身障手帳3級以上をお持ちの方は、
火災警報器や自動消火器の購入にも
補助があったよね！
（日常生活用具）



3. FAX・Eメールによる消防署への出動要請

内 容	FAX・携帯電話などのEメールで消防署への出動要請ができます。 ※事前に消防署への登録が必要となります。ただし、本当に緊急の場合は登録がなくても出動要請は受付けてくださいますので、緊急時には登録をしていなくても、FAX・Eメールで要請してください。
対 象 者	聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者の方
問合せ先	上伊那広域消防本部 指令センター・伊那消防署 ☎72-0119 FAX 72-0712 e-mail shoubou-honbu@union-kamiina.jp

13. 療育

1. 児童発達支援（たけのこ園）

内 容	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。 南箕輪村では、第6の保育園として「たけのこ園」にて支援を行っています。保護者の方には親子での通園活動を通じて、子育てについての必要な知識の情報提供や保護者同士の交流等を行う中で、家族の子育てを支援します。
対 象 者	障がいの有無に関わらず、育ちがゆっくりだったり、発達に心配のある小学校就学前の方
問合せ先	こども課（こども相談室） ☎76-4110 たけのこ園 ☎98-6627 FAX98-6637 福祉課(福祉係・相談係) ☎72-2105

2. 放課後等デイサービス

内 容	放課後または学校が休みの日に、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進等を行います。
対 象 者	小学校・中学校・高校・養護学校等に就学しており、放課後または休業日に支援が必要な方
問合せ先	こども課（こども相談室） ☎76-4110 福祉課(福祉係・相談係) ☎72-2105

3. 保育所等訪問支援

内 容	保育所などに通う児童を対象に、施設を支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などをします。
対 象 者	保育所・小学校・中学校・高校等に通う児童で集団場面において支援の必要がある児童
問合せ先	こども課（こども相談室） ☎76-4110 福祉課(福祉係・相談係) ☎72-2105

14. 金銭管理

1. 日常生活自立支援

内 容	判断能力が不十分な方等の、各種手続き援助、支援の利用援助や情報提供、日常的な金銭管理等を行います。
対 象 者	この支援の契約の内容について判断できる程の能力がある方で、本人のみでは、各種手続き・情報収集・意思表示・理解等が適切に行うことが難しい方
問合せ先	南箕輪村社会福祉協議会 ☎76-5522 FAX78-3669

2. 成年後見制度

内 容	<p>お金の管理や物事を判断するのに不安がある方や能力が十分でない方に、裁判所が「生活面や福祉サービスの手配」・「財産の管理」を支援してくれる人を選び、その人に法的な権限を与えて、本人の生活を支援します。支援者は利用者の意思や希望を尊重し、生活の維持、住まい（施設の入退所を含む）の確保、毎月の収支の計画について一緒について考え、必要な手続きや支払い等を支援してくれます。</p> <p>自分で支援してくれる人を選んで、その人と協議をして支援内容や料金を決める成年後見制度（任意後見）もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■生活面や福祉サービスの手配 <ul style="list-style-type: none"> ・生活に必要な情報の提供・相談 ・生活に必要な各種手続きや手配の支援 ・生活に必要な契約の締結・内容の確認 ■財産の管理の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・自宅などの不動産や預貯金の管理 ・毎月の収入の把握や管理、必要な支出の把握や計画 ・保険金の受取り・相続 ・生活に必要なお金の支払い（日常の買い物を除く）
問合せ先	福祉課(相談係) ☎72-2105 上伊那後見センター ☎73-2541 (伊那市社会福祉協議会にあります) FAX76-7036



今、支援してくれている親族の方が
支援できなくなったときのために
備えておきたいね

15. 障がいをお持ちの方の権利を守るために（権利擁護）

1. 障害者虐待防止法（相談・通報対応・保護(避難)）

南箕輪村では、福祉課を「障がい者虐待防止センター」として位置づけ、相談や通報の受付、早期対応、相談支援、緊急時の保護、安否確認等を行っています。

「虐待」と聞くと、命の危険！？大事件！？等と思う方もいるかも知れませんが、身体拘束や暴力があれば、頻繁に罵声を浴びせられる、お小遣いを知らないうちに利用されている、障害年金を受給したいけど家族に申請してもらえない等も、同じ「虐待」です。

障害者虐待防止法は障がい者を虐待から守るだけでなく、虐待と知らずにしていることに「これも虐待なんですよ」と気付いてもらうためのものでもあります。「こんなことで…」と思うことでも、気になることがあれば、お気軽に南箕輪村役場福祉課、または、気軽に話せる支援者にご相談ください。

本人ではなかなか相談できないことも多くあります。また、自分が虐待を受けているという認識がない場合、障がいのためにセンターに相談したくないと感じる方もいます。虐待(または虐待かも?)を受けている人を知ってしましたら、お気軽にご相談ください(明らかに虐待の場合は必ず早急にご連絡ください)。なお、通報者の名前は「匿名」でもかまいません。

虐待が終わる形は様々あります。虐待は虐待をしている方自身も支援を求めていることが多くあり、虐待をしている方自身へ支援を行うことで、虐待がなくなることもあります。みんなが喜ぶ解決方法を探すために、みなさんのご協力をお願いします。

虐待の種類	① 身体的虐待 ② 性的虐待 ③ 心理的虐待 ④ 放棄・放任（ネグレクト） ⑤ 経済的虐待 の5つです。
通報義務	<p>障がい者虐待に気づいた人は、通報義務があります。 早急に連絡・相談をしてください。</p> <p>◎障がい者虐待に気づいた人には通報義務が定められています。 ◎虐待の通報をした人や届け出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、村職員には守秘義務が課せられています。 ◎通報者が施設や職場の職員による場合、通報を理由に解雇などをすることは禁じられています。</p>
問い合わせ相談窓口	<p>◎虐待かも!?!と思ったら、迷わず通報を！</p> <p>南箕輪村障がい者虐待防止センター（福祉課福祉係）</p> <p>平日昼間（8：30～17：15） ☎72-2105 FAX 73-9799 休日および平日夜間 ☎72-2104</p>

2. 障害者差別解消法（平成 28 年 4 月 1 日施行）

障がいを理由とした「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的な配慮の実施」が行政機関に義務付けられました。また、一般の会社やお店（民間事業者）にも「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が令和 6 年 4 月 1 日から義務化されます。

このため、障がいを理由とした生活のしづらさを感じた場合は、差別の解消や合理的な配慮を求めることができます。

「差別解消」っていうけど、具体的にはどんなときにどんなことをお願いするの？

- バリアフリーになっていないため、公共施設が利用できない…
⇒ バリアフリー化を依頼する 利用時の支援をお願いする など
- 知的障がいにより、村からの文書に書かれている内容が理解できない…
⇒ 個別に説明を依頼する わかりやすく書き直してもらう など

いわゆる「差別」というよりは「生活のしづらさ」に近いものです

16. 各種相談先

サービス、住居、家族、就学、就労等の「生活全般」に関する相談先

●福祉課(相談係) ☎72-2105

福祉サービスの手続き・概要等、何をどこに相談したらわからないときはこちらにご相談ください。

福祉課(福祉係) ☎72-2105

障がい者手帳の取得に関することや補助制度についてはこちらにご相談ください

●きらいあ(上伊那圏域障がい者総合支援センター)☎74-5627 FAX 74-8661

Email ksc@ar.wakwak.com

実際に多くの障がい者の支援を行っている社会福祉士や精神衛生保健福祉士が対応してくれます。各サービス事業所の様子や雰囲気、障がいの特性に応じた支援に関する相談等に向いています。

●相談支援専門員(相談支援員)☎各事業所

障がい福祉サービスを利用する場合は、必ずサービス等利用計画を作成してくれる相談支援専門員が付くことになります。自分のことを一番詳しくわかってもらっていることが多いです。

●こども課こども相談室(こども館内)☎76-4110 FAX 76-4115

子育てに関すること、教育に関すること、発達障害に関することなど、赤ちゃんから思春期のお子さんのことについて、ご相談をいただいたら、一緒に考え、一緒に行動します。

子ども一人ひとりの成長を支援し、教育、保健、福祉、心理などの相談に対応できる専門職員がお待ちしておりますのでお気軽にご相談ください。

●南箕輪村社会福祉協議会 ☎76-5522 FAX 78-3669

Email s.minamiminowa@au.wakwak.com

地域の福祉に関することやボランティアに関すること等も相談できます。日常的な心配ごと相談も行っています。

●生活就労支援センター(まいさぼ上伊那) ☎96-7845 FAX 96-7846

生活困窮者の方を対象とした、暮らしや就労に関する相談を行っています。

目的別の相談先

- **こころの相談（役場健康医療課健康推進係）** ☎98-0470 FAX 73-9799
月1回、役場で臨床心理士がこころの悩みに関する相談を行っています。
- **伊那保健福祉事務所（健康づくり支援課）** ☎76-6836 FAX 76-7033
保健師によるこころや身体の健康、栄養、難病、ひきこもり等に関する相談を行っています。
- **こどもの発達相談（こども相談室）** ☎76-4110 FAX 76-4115
月1回、子ども館で臨床心理士・作業療法士等による発達や発育に関する相談を行っています。
- **長野いのちの電話（松本）** ☎0263-88-8776
年中無休で様々な悩みごとの電話相談をしてくれます。利用可能な時間帯は、11:00～22:00です
- **障がい者就業・生活支援センター（きらりあ内）** ☎74-5627 FAX 74-8661
Email ksc@ar.wakwak.com
就職活動や就労に関する相談やそれに付随する生活相談ができます。就労に関する情報提供も行っています。
- **ハローワーク伊那** ☎73-8609 FAX 76-2534
企業への就職、職業訓練の受講、障がい者雇用に関する相談を行っています。
- **長野県発達障がい情報・支援センター** ☎0263-37-2725 受付時間9:00～16:00
発達障がいのあるこどもや大人、その家族に対する専門的な相談を行っています。
- **みんなの人権110番** ☎0570-003-110
障がいのある人に対する差別、虐待等の人権侵害に関する相談を行っています。
- **無料法律相談** ☎76-5522（南箕輪村社会福祉協議会）FAX 78-3669
月1回、司法書士が法律に関する相談を行っています。（要事前予約）
- **無料番号案内** フリーダイヤル ☎0120-104-174
電話帳の利用が困難な障がいのある方を対象に、無料で電話案内をします。事前にNTTへの登録が必要で、受付時間は午前9時～午後5時（土日、祝日及び年末年始を除く）です。（身体手帳の場合は、視覚障害または肢体不自由1・2級の方が対象です）

デジとしょ信州

アクセシブルライブラリー

ご利用案内

長野県民は、だれでも、いつでも、どこからでも、無料で利用できる「市町村と県による協働電子図書館」(愛称:デジとしょ信州)ができました。「デジとしょ信州」のなかの、視覚障がい者専用電子図書館が「アクセシブルライブラリー」です。視覚障がいのある人が、ご自分のスマートフォンやタブレットで、いつでもコンテンツ(電子書籍)を楽しめます。

●対象者(①②どちらにも該当するかた)

- ①南箕輪村にお住まいのかた
- ②「身体障害者手帳(視覚障がい)」をお持ちのかた

●サービスの特徴

コンテンツ(電子書籍)数は、約16,000点。(2023年7月25日現在)
小説や実用書など、スマートフォンのアクセシビリティ機能を使用して、すべてのコンテンツを自動読み上げします。音声速度や種類も選べます。読み放題です。「貸出」や「返却」の必要はありません。

無料です。ただし、インターネットに接続するための通信料は利用者負担。

●申込方法 (※ご連絡いただいた方に申込書類を郵送します)

来館または郵送により、次の書類を南箕輪村図書館に提出してください。

本人が記入できない場合は代筆でもお申し込みいただけます。

①アクセシブルライブラリー利用申込書

②「身体障害者手帳(視覚障がい)」の提示、または

手帳の写し(氏名、生年月日、現住所、障がい名の記載のある面)

※写しを提出できない場合は「同意書」を提出してください。希望者には郵送します。

●「利用者IDカード」を交付します。



カードの右側にくぼみがついています。
くぼみの左側にQRコードがあります。
QRコードを読み取らせてログインします。

カードを紛失した場合は、ただちに南箕輪村図書館に連絡してください。引越す場合も、南箕輪村図書館に申し出てください。

申込・お問い合わせ

南箕輪村図書館 (役場隣 村民センター内)

開館時間: 火曜日～金曜日 午前10時～午後6時

土曜日・日曜日・祝日 午前9時30分～午後5時

電話: 0265-73-4946 FAX: 0265-74-1331

メール: tosyo-c@vill.minamiminowa.lg.jp



発行

〒399-4592

長野県上伊那郡南箕輪村 4825 番地 1
南箕輪村役場 福祉課 福祉係

TEL : 72—2105 有線 : 75—2902

FAX : 73—9799

Email vilm-m@vill.minamiminowa.lg.jp